様式第３（第１８条関係）

届出書記載事項変更届

年　　月　　日

京都府知事　様

 　　届出者 住所

 氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

 下記のとおり変更があったので計量法第５１条第２項において準用する第４２条第１項の規定により、届け出ます。

記

１ 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質量計

２ 変更のあった事項

３ 変更の事由

備　考

 １ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

 ２ 法第４１条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。

 ３ 第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。

様式第３（第１８条関係）

**記入例**

届出書記載事項変更届

**令和○○**年**○**月**○○**日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※提出日の日付**

京都府知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※この日が変更日になります。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※ゴム印でも可**

 　届出者 住所　　**京都市○○町○○**

氏名又は名称**○○○株式会社**

代表者**代表取締役　○○○○**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※個人名で届出されている方は、**

**代表者の欄は記入不要です。**

**※京都府内に営業所が複数店舗存在する場合は、店名及び所在地を記入**

**してください。**

**また、法人の場合は、履歴事項全部証明書の１頁目と現代表取締役**

**の方の氏名が記載されている頁の計２頁分のコピーで結構ですので**

**提出してください。**

**個人名で届出される場合は、住民票（コピー可）を添えて提出して**

**ください。**

**※京都府内に営業所が複数店舗存在する場合は、店名及び所在地を記入**

**してください。**

**また、法人の場合は、履歴事項全部証明書の１頁目と現代表取締役**

**の方の氏名が記載されている頁の計２頁分のコピーで結構ですので**

**提出してください。**

**個人名で届出される場合は、住民票（コピー可）を添えて提出して**

**ください。**

 下記のとおり変更があったので計量法第５１条第２項において準用する第４２条第１項の規定により、届け出ます。

記

１ 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

**質量計**

**※京都府内に営業所が複数店舗存在する場合は、店名及び所在地を記入**

**してください。**

**また、法人の場合は、履歴事項全部証明書の１頁目と現代表取締役**

**の方の氏名が記載されている頁の計２頁分のコピーで結構ですので**

**提出してください。**

**個人名で届出される場合は、住民票（コピー可）を添えて提出して**

**ください。**

**※京都府内に営業所が複数店舗存在する場合は、店名及び所在地を記入**

**してください。**

**また、法人の場合は、履歴事項全部証明書の１頁目と現代表取締役**

**の方の氏名が記載されている頁の計２頁分のコピーで結構ですので**

**提出してください。**

**個人名で届出される場合は、住民票（コピー可）を添えて提出して**

**ください。**

２ 変更のあった事項

**代表取締役の変更　　　　　　　営業所の変更**

**旧：京都　太郎　　　　　　　　旧：□□店　京都市中京区△△**

**新：計量　太郎　　　　　　　　新：◎◎店　京都市上京区◎◎**

**廃止：△△店　宇治市○○町・・**

３ 変更の事由

　　　　**代表者交代、営業所の移転・廃止のため。**

**※法人の場合で氏名又は名称【単に社名が変わる場合】、代表者、住所の変更は、履**

**歴事項全部証明書の１頁目と現代表取締役の方の氏名が記載されている頁の計２頁分**

**のコピーで結構ですので提出してください。なお、事業分割、事業譲渡等に基づく社**

**名変更に関しては、事前に検定所にお問い合わせください。　℡ 075-441-8335**

**また、営業所の名称及び所在地のみの変更は、上記の例に従って、変更のあった営業**

**所全てを明記してください。この場合の手続きに添付書類は必要ありません。**

**注意：個人名で届出された方の名称変更手続きは、事業継承に該当します。**

**必ず計量検定所にお問い合わせの後に手続きを行ってください。**

備　考

 １ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

 ２ 法第４１条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。

 ３ 第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。

 ４ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。